

呉地正行くれちまさゆき氏のラムサール賞受賞について

令和4年6月23日（木）、ラムサール条約事務局より、宮城県在住の呉地正行くれちまさゆき氏（NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本理事、日本雁がんを保護する会会長）がラムサール賞・ワイズユース（湿地の賢明な利用）部門を受賞することが発表されました。

日本人としては、ワイズユース（湿地の賢明な利用）部門では初の受賞となります。

1. ラムサール賞の概要

- 「ラムサール賞」は、長年にわたり湿地の保全と持続可能な利用に多大な貢献をされた個人や団体を讃える賞として、1996年にラムサール条約締約国会議において創設されました。この度の表彰は「ワイズユース（湿地の賢明な利用）部門」、「ウェットランド・イノベーション（湿地イノベーション）部門」及び「ヤング・ウェットランド・チャンピオン（若者の湿地チャンピオン）部門」の3つの部門から構成されます。

2. 今回の受賞について

- 呉地正行くれちまさゆき氏の功績
「水田の生物多様性の向上、渡り鳥の生息地としての質の向上を目指す活動、湿地を生息地とする鳥類の保全活動」などが評価されました。
- ラムサール賞は、日本人としては、2005年に中村玲子なかむられいこ氏（ラムサールセンター事務局長）が教育部門で、2012年に辻井達一つじいたついち氏（財団法人北海道環境財団理事長）が科学部門で受賞しています。呉地氏は日本人として3人目、ワイズユース部門では初の受賞となります。
- ラムサール条約第14回締約国会議（COP14）の会期中である11月7日（月）に賞の授与式が行われます。

くれちまさゆき
＜呉地正行氏の功績（詳細）＞

- ・ 2008年のラムサール条約第10回締約国会議(COP10)において、ラムサール条約決議X.31「湿地システムとして水田の生物多様性の向上（水田決議）」※1の草案作成及び、国内外の調整を通じて同決議案を採択に導いた。
- ・ この決議は、水田の湿地としての認識と価値を高め、農業における生物多様性向上の主流化に大きく貢献することとなった。
- ・ この決議履行のため、ラムサール条約湿地であるかぶくりぬま蕪栗沼・とめ周辺水田（宮城県大崎市・登米市・栗原市）などで、農家や地元住民、行政の協力を得て、生物多様性を向上させるとともに、ガン類の越冬地を提供する冬期湛水水田（「ふゆみずたんぼ」）の取組を行っている。この「ふゆみずたんぼ」の取組は日本全国の様々な地域に広がっている。
- ・ また、ガン類の渡り経路の解明に1970年代から取り組み、絶滅の危機に瀕したガン類、特に日本への渡りが途絶えたシジュウカラガン個体群の再導入をめざし、日露米の関係者の協力を得ながら渡りと生息地の回復事業を実施継続してきた。40年に及ぶ歳月をかけ、現在、9,000羽以上のシジュウカラガンが日本に飛来するようになった。

※1 「湿地システムとして水田の生物多様性の向上（水田決議）」

日本と韓国が共同提案した決議。水田が水鳥を始めとした様々な生物の生息地として重要であることを認識し、生物相の調査を進め、情報交換を行うこと、また、生物多様性を高めるような農法や水管理方法を特定し、実践することを締約国に求めるもの。

＜参考＞

○ ラムサール条約

1971年にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。日本は1980年に加入。

○ ラムサール条約湿地

条約で定められた国際的な基準に従って登録される「国際的に重要な湿地」。日本では53カ所が登録。宮城県内では伊豆沼・内沼、かぶくりぬま蕪栗沼・けじょ周辺水田、しづがわん化女沼、志津川湾の4カ所が登録されている。

○ ワイズユース（湿地の賢明な利用）部門

特定の湿地（国際的に重要な湿地を含む）又はより大規模な湿地の長期的で持続可能な利用について、多大なる業績を残した人、プロジェクト、プログラム、政策に授与するもの。

以上